

番号	5.
項目	<p>大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成 12（2000 年）年 4 月 1 日施行）では、一人ひとりの人権が尊重される「国際人権都市大阪」の実現を目指していますが、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づく、大阪市の具体的な政策や取り組みの内容の回答を求めます。</p>
<p>（回答）</p> <p>大阪市人権尊重の社会づくり条例では、本市の責務として「すべての人の人権が尊重される社会を実現するため」、「市政のあらゆる分野において必要な施策を積極的に推進する」ことを定めており、平成 21 年に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、すべての部局において人権尊重の視点に立った行政運営を進めています。</p> <p>本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識（人権の視点！100！）、道しるべ（「人権が尊重されるまち」指標）、エンジン（人権教育・啓発）、エアバッグ（人権相談・救済）を 4 つの柱とし、具体的な取り組みを推進しています。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7611

番号	6.
項目	<p>ヘイトスピーチ条例は、差別を禁止する法律がないなか、個人の尊厳や差別を許さないとの姿勢を示すため、大阪市では全国に先駆けて条例が制定されています。条例制定後に大阪市が実践した事例を示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、平成 28 年に、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・施行しております。</p> <p>大阪市といたしましては、具体的な表現活動について、憲法に定める表現の自由との整合性など、外部の学識経験者で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会において慎重に審議を重ねつつ、ヘイトスピーチと認定した表現活動については、ヘイトスピーチを受けた方も含めた市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的として、拡散防止の措置をとり、また、所定の事項を公表（下記【参考】をご参照願います。）しています。</p> <p>なお、条例施行後の平成 28 年 7 月から昨年度（令和 5 年度）までに取扱いの終了した件数は 49 件であり、うちヘイトスピーチと認定した表現活動は 18 件です。</p> <p>【参考】※大阪市HP（所定の事項の公表等に係るもの）</p> <p>○ヘイトスピーチの公表 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339043.html#kouhyou ※原則として、公表の日から 1 年間掲載します。</p> <p>○ヘイトスピーチ該当性等に係る答申 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000366957.html#gaitoH29 ※原則として、ヘイトスピーチに該当した案件は、市による認識等の公表の日から 1 年間、それ以外の案件は、市としての取扱終了の日から 1 年間を経過するまで掲載します。</p> <p>○申出等による案件の処理状況 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339043.html#jyoukyou</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7611